

平成24年度 一般会計 予算内示 事業別概要書 (当初)

款	3. 民生費	大事業	3. 児童扶養手当支給事業
項	3. 児童福祉費	中事業	
目	2. 児童措置費	担当所属	児童青少年課

予算種別	補助/単独	事業区分	前年度 当初予算額	増減額	前々年度 決算額	実施計画	5年間計画額	
							平成24年度	平成25年度
経常	補助		455,751	△18,713	0		0	0
							平成26年度	0
							平成27年度	0
							平成28年度	0

本年度事業費	(歳入)	(歳出)
本年度当初要求額	145,261	437,038
本年度当初査定額	145,261	437,038

財源内訳	国庫支出金							一般財源
本年度当初要求額	145,261						291,777	
本年度当初査定額	145,261						291,777	

<事業に関する説明>

<p>(事業の概要) 18歳に達する日以後の3月31日(政令で定める障害のある場合は20歳の誕生日)までの児童を監護している母子家庭・父子家庭等に対して手当を支給する。 全部支給者は月額41,550円、一部支給者は月額41,540円～9,810円までのいずれかの手当額となる。 (第2子については月額5,000円、第3子以降は月額3,000円が加算される。)</p>	<p>(事業の目的) 母または父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図る。</p>	<p>(事業の効果) 児童扶養手当受給者の経済的支援を行うことにより、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進が図られる。</p>
<p>(事業実施上の問題点) 特になし</p>	<p>(前年度からの見直し点) 障害認定医の設置に伴う認定医謝礼金を計上した。</p>	<p>(見積についての特記事項)</p>

節	本年度 当初査定額	前年度 当初予算額	増減額
08	25	0	25
09	2	2	0
11	46	72	△26
14	1,181	2,644	△1,463
20	435,784	453,033	△17,249

特定財源	款	項	目	節	細節	細々節	歳入特定財源科目名称	本年度 要求額	本年度 査定額	前年度 予算額	増減額
	14	01	01	03	04	00	児童扶養手当負担金	145,261	145,261	151,010	△5,749
差引一般財源								291,777	291,777	304,741	△12,964